

豊岡市神鍋高原観光施設の譲渡に係る公募型プロポーザル質問回答書

No.	文書	頁	質問事項	回答
1	実施要領	1	4 施設概要 項目名：敷地面積 地図で敷地がわかるものをいただきたいです。	当該施設敷地については、正式な測量図は作成しておりません。概略の敷地範囲が分かる図面を添付しますので、ご参照ください。
2	実施要領	2	(2) 指定用途による～ 事業終了後は、当該施設を解体・撤去のうえ、施設敷地を更地として原状回復し、とありますが施設を解体・撤去は理解できるのですが、施設敷地を更地にするというのは通路や地形、樹木なども含めて更地にするということでしょうか。	「施設敷地を更地として原状回復」とは、当該施設のために整備・設置された建築物や工作物、附帯施設等を撤去し、建築物や構造物が存在しない状態にすることを指します。完全な平坦地に造成することを求めるものではなく、自然環境や土地の状況を踏まえた合理的な原状回復を想定しています。具体的な範囲や方法については、契約締結時に譲渡事業者、市及び土地所有者が協議のうえ、定める予定です。
3	その他		管理棟や炊事場、野外ステージ等は固定資産としての価値はのこっているのでしょうか。評価額はいくらになるのでしょうか。	木造の管理棟につきましては、建築後相当の年数が経過しており、現時点において固定資産としての価値はほとんど残っていないものと考えております。 便所につきましては、鉄筋コンクリート造で耐用年数が長いいため、一定の価値が残存しているものと考えております。 これらの具体的な評価額につきましては、現時点では算定を行っておりません。 なお、野外ステージ、ファイヤーサークル及び炊事棟については、その構造上、固定資産税の課税対象外となります。